

○利用カードの販売の停止命令

(第 18 条第 1 項)

改正 平成 26 年 3 月 20 日 平成 29 年 3 月 22 日

処分基準

平成 29 年 3 月 22 日作成

法令名	岡山県青少年健全育成条例
根拠条項	第 18 条第 1 項
処分の概要	利用カードの販売の停止命令
原権者 (委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	
処分基準	<p>1 用語の意義 この基準における用語の意義は次のとおりとする。 (1) 「処分理由」とは、利用カードの販売の停止命令を行うべき理由のことをいう。 (2) 「販売停止命令」とは、岡山県青少年健全育成条例(昭和 52 年岡山県条例第 29 号。以下「条例」という。)第 18 条 1 項の規定に基づき、利用カード販売者を名あて人として利用カードの販売の停止を命ずることをいう。</p> <p>2 販売停止命令の量定 販売停止命令の基本的な量定は、別表に定めるところによる。</p> <p>3 販売停止命令の併合 2 以上の法令違反について同時に販売停止命令を行う場合の量定は次のとおりとする。 (1) 長期 処分理由に係る違反事項について定めた量定の長期のうち最も長い量定のものに、その他の違反事項の長期の 2 分の 1 の期間をそれぞれ加算した期間を長期とするものとする。 (2) 短期 処分理由に係る違反事項について定めた量定の短期のうち最も長い量定ものを短期とするものとする。 (3) 基準期間 処分理由に係る違反事項について定めた基準日数のうち最も長いものに、その他の違反事項の基準日数の 2 分の 1 の日数をそれぞれ加算した日数を基準期間とするものとする。</p> <p>4 観念的競合 一つの行為が 2 以上の処分理由に該当する場合は、それらの処分理由に係る</p>

違反事項について定めた量定の長期、短期及び基準期間のうち最も長いものをもって、それぞれ長期、短期及び基準期間とする。

#### 5 常習違反加重

常習的な違反者には、次のとおり販売停止命令の期間を加重するものとする。

(1) 過去1年以内に販売停止命令を受けたことのある者に対し、販売停止命令を行う場合

処分理由に係る違反のあった日から起算して、過去1年以内に販売停止命令を受けた者であるときは、前記2、3及び4について定める量定の長期、短期及び基準期間のそれぞれ2倍の期間を長期、短期及び基準期間とする。

(2) 過去2年以内に販売停止命令を受けたことのある者に対し、販売停止命令を行う場合

処分理由に係る違反のあった日から起算して、過去2年以内に販売停止命令を受けた者であるときは、前記2、3及び4に定める量定の長期、短期及び基準期間のそれぞれ1.5倍の期間を長期、短期及び基準期間とする。

#### 6 販売停止命令の加重又は軽減

販売停止命令の期間は、原則として前記2、3、4及び5に定めるところにより行うものとするが、次に掲げるような場合にあっては、情状によりこれを加重し、又は軽減するものとする。

##### (1) 加重すべき理由

ア 違反行為の態様、内容等が著しく悪質で、かつ、社会的な反響が大きいと認められる場合

イ 代理人等の多数が処分理由に当たる違反行為に加担するなど、販売所ぐるみで違反行為が行われたものである場合

ウ 処分理由に当たる違反行為が16歳未満の者に対するものであるなど、青少年の健全育成に与える影響が大きい場合

エ 付近住民から多数の苦情がある場合

オ 違反行為の再発防止のための改善措置等が期待できないなど、販売者等に悔悛の情が認められない場合

カ 過去3年以内に同一の処分理由に当たる行為により行政処分に処せられている場合

##### (2) 軽減すべき理由

ア 代理人等又は代理人等以外の者による違反行為であって、販売者(法人にあっては役員)の関与が極めて少ないと認められ、かつ当該違反行為を防止できなかったことについて過失がない場合

イ 他人に強いられて行われた違反行為であって、当該行為者に拒否することができなかったことについて相当な事情が認められる場合

ウ 違反行為に関して、青少年の年齢知情について過失が少ない場合

エ 違反行為後、自主的に販売に関する具体的な改善措置を行うなど、悔悛の情が著しい場合

オ 過去3年以内に処分理由に係る違反行為がない場合

#### 7 販売停止期間等の限度日数

(1) 販売停止期間は、いかなる場合であっても6月(180日)を超えることはできない。

(2) 前記3、4及び5に定める場合においても、長期及び基準期間が6月(180日)を超える場合は、180日をそれぞれの長期及び基準期間とするものとする。

	る。
問い合わせ先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室
決裁区分等	岡山県公安委員会

別表

[別紙参照]